

郡山市指定管理者連絡協議会設置要綱

平成26年 3 月25日制定
〔総務部行政マネジメント課〕

（設置）

第1条 本市が設置している公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設（以下「指定管理施設」という。）に共通する管理運営等に関する事項について本市と各指定管理者が協議をし、もって指定管理施設の利便性及び市民サービスの向上を図ることを目的とし、郡山市指定管理者連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡協議会は、指定管理施設に共通する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指定管理施設の管理運営に関し、基本協定及び仕様書に定めのない新たな基準等の作成に際して連絡調整が必要な事項
- (2) 本市が提出し、又は指定管理者から提出された指定管理施設の運営、維持管理、事業等に係る提言に関する事項
- (3) その他指定管理施設の管理運営に関する事項

（組織）

第3条 連絡協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には総務部次長を、副委員長には総務部行政マネジメント課長をもって充てる。

3 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各指定管理施設を所管する課の長
- (2) 指定管理者が推薦する指定管理施設の職員

4 委員長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 連絡協議会は、必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、前項の招集に当たり、協議事項の内容が特定の指定管理施設にのみ該当すると認めるときは、当該協議事項に係る委員のみを招集することができる。

3 委員長は、連絡協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の市職員又は指定管理施設の運営に係る者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第5条 連絡協議会の庶務は、総務部行政マネジメント課において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。